

平成30年第7回ニセコ町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年7月31日(火)午後1時30分から午後1時50分
- 2 開催場所 ニセコ町役場 第2会議室
- 3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 報告第1号 嘱託登記の完了について
 - 第5 報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況完了報告の受理について
 - 第6 議案第1号 土地の現況証明願出について
 - 第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第8 議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	福村 一広	農地係長	山口 丈夫
------	-------	------	-------

7 会議の概要

会 長

皆さまご苦労様です。

大変暑い中ではありますが、始めに話しておきたいことがあります。クールビズ期間ということですが、上着は着用の上、入室ください。議長より「上着を脱いで結構です」とありましたら上着を脱ぐようにお願いします。

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年、第7回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、9番 松田修身君、10番 長井修君を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の福村局長と山口農地係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。平成30年第6回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。その内容は、別紙動静書のとおりであります。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件、

日程第5、報告第2号「農地転用許可後の工事進捗状況完了報告について」の件の2件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第1号の朗読】

本件は、5月31日ニセコ町告示第36号で告示した、〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転の嘱託登記の案件です。7月25日に所有権移転登記が完了しております。

以上で報告第1号を終わります。

【報告第2号の朗読】

1番については、平成27年5月に総会審議し、6月に許可を出した案件です。

2番については、1番に隣接しており、平成28年2月に総会審議し、3月に許可を出した案件です。ともに今回工事の完了が提出されました。8ページに1番と2番の位置関係、9、10ページにそれぞれの平面図、11～14ページに完了写真を添付しておりますのでご覧ください。

以上、報告第2号を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号及び報告第2号を報告済とします。

日程第6、議案第1号「土地の現況証明願出について」の件を議題とします。
事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

1番は、平成23年に非農地通知を出しておりますが、所有者が通知を紛失したため願出がありました。

2番は、15年以上前から不作付のため荒廃しており、農地として利用することは難しいと思われれます。

3番は、国営基盤整備による地目の変更です。

4番は、〇〇の所有地であり、〇〇からの願出となります。

以上、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

引き続き、現地を調査された当番委員であります〇〇委員より、現況の補足説明をお願いいたします。

〇番

〇番、〇〇です。現地調査に係る補足説明をします。

先般、7月18日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。

1番につきましては6筆あります。いずれも過去に非農地通知をした土地であり、確認の結果、10メートルに達する大木のほか笹が広く繁茂している箇所や、数メートルの雑木が全体的に密集する状況にありました。願い出のとおり、非農地であると認めても問題ないと思います。

2番の土地については、昨年農地パトロールで皆様と確認した土地ですが、今回の確認でも低木や雑草が広く繁茂しており、今後農地として活用することは難しいと思われます。

3番の土地については、国営事業により基盤整備を行った土地で、もとの地目は原野でしたが、工事により畑となったことを確認しました。

4番の土地は〇〇において苗畑として利用していたものですが、平成2年からは利用していないということで、昨年の農地パトロールで皆様と確認した時と変わらない状況です。非農地と認めても問題ないと思います。

委員のみなさんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これをもって、補足説明を終わります。

これより議案第1号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本案については、農地法第3条により所有権の移転をするものです。対象地は図面を22ページに添付しております。23ページには調査書を添付しておりますが、全部効率利用、農作業常時従事、下限面積等、許可要件の全てを満たしていると考えております。また、売買金額については〇〇円で10アール当たり〇〇円となっています。

以上、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第8、議案第3号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

農地法第6条第1項の規定による1件の報告がありました。

法人形態、売り上げ高、構成員、農業・農作業従事の状況など全ての要件について適正であると考えられます。

以上、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第3号「農地所有適格法人の要件確認について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上をもって、平成30年、第7回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年7月31日

議	長	荒	木	隆	志	Ⓜ
署名委員	9番	松	田	修	身	Ⓜ
署名委員	10番	長	井	修		Ⓜ